

○汚泥処分手数料の徴収に関する実施要綱（昭和51年4月1日施行）

昭和51年4月1日施行

改正	昭和54年7月1日	昭和57年4月1日
	平成8年4月1日	平成15年6月1日
	平成20年4月1日	平成23年8月12日

1 目的

市内に設置されているし尿浄化槽、ディスポーザ排水処理システム、建築物におけるし尿混じりの排水槽及び貯留槽（以下「し尿浄化槽等」という。）の清掃に伴い搬出される汚泥処分手数料の徴収については、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び同施行規則（以下「条例」「規則」という。）に規定されるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 汚泥処分量の確認

- (1) 処理施設への搬入時に別紙1号様式（様式略）及びバキュームカーに設置されている計量器又はトラックスケールの計量値に基づき、市係員により確認する。
- (2) し尿浄化槽の清掃を行った際、占有者及び設置者からし尿浄化槽清掃手数料軽減証（以下「軽減証」という。）に基づき軽減措置依頼があったときは、施設搬入時に市係員に軽減証を提示し確認を受けるものとする。

3 処分手数料の算定

- (1) 当該し尿浄化槽等から施設搬入された各月1か月間の汚泥処分量（複数設置の場合は各し尿浄化槽等毎）を月末に合算し、その集計量に条例別表第1区分に定める手数料を乗じた額とする。
- (2) 前項の汚泥処分量のうちし尿浄化槽については、軽減証の提示により確認を受けたときは軽減対象に係る清掃汚泥処分量を控除するものとする。ただし、この場合の控除する汚泥量は、当該浄化槽容積を限度とする。

4 汚泥処分手数料の徴収方法

規則第33条に基づき、占有者又は設置者から徴収する。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。